

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

昭和40年3月31日付けでA社C支店から同社D支店に異動となったが、資格喪失日が同年3月31日、資格取得日が同年4月1日となっており納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和40年2月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 2012 (事案 510 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 56 年 6 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 6 月まで

前回の申立てにおいては、給与明細書の無い期間について標準報酬月額の訂正を認めてもらえなかったが、期間の前後に証明できるものがあれば認められると大臣も発言していることから、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、長期間にわたって、申立人の給与から控除された厚生年金保険料を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社には申立期間に係る賃金台帳は保存されていない上、顧問先である会計事務所においても平成元年以前の源泉徴収簿等は保存されていないことから、厚生年金保険料の控除を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに厚生年金保険料の控除を確認することができる資料を提出しておらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 30 日から 32 年 12 月 27 日まで
私は、昭和 32 年 12 月に A 社 B 工場を退社し、35 年に結婚するまで実家にいたが、その間に脱退手当金を受けた記憶も無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて A 社本社へ照会したところ、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があった。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 32 年 12 月 27 日の前後各 2 年に資格喪失した者で、オンライン記録で確認できた 36 名について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、このうち 33 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から平均して約 3 か月経過後に脱退手当金の支給決定がされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 3 月 29 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 9 日から 37 年 11 月 11 日まで
A社（現在は、B社）を結婚のために退職した。当時、脱退手当金のことも知らなかったし、申請書類を書いた記憶が無い。退職後は同社に行ったことも無い。脱退手当金の記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年2月11日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。